組合営建設工事(指名競争入札)の工事種別と建設工事(建設業許可業種)の種類と対応表

1	土木工事	土木一式工事
2	建築一式工事	建築一式工事
3	電気設備工事	電気工事
4	管設備工事	管工事
⑤	舗装工事	舗装工事
6	鋼橋上部工事	鋼工作物工事
7	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
8	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
9	機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事、水道施設工事 又は
		清掃施設工事(いずれか1種類以上)
10	塗装工事	塗装工事
11)	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14)	造園工事	造園工事
15)	ボーリング工事	さく井工事 又は とび・土工・コンクリート工事
		(いずれか1種類以上)
16)	消防設備工事	消防施設工事
17)	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事
21)	清掃施設工事	清掃施設工事

- ・法面処理工事はモルタル吹付け、種子吹付け、樹脂吹付け等の工事をいう。
- ・機械設備工事は機械設備に関する工事で電気設備、管設備(暖冷房衛生設備等)及び通信 設備に含まれないもの(水閘門、エレベーター、下水処理場及び浄水場等の機械設備に類す る工事、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の機械設備に類する工事)をいう。
- ・塗装工事は建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- ・鋼工作物工事は鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの(鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等)をいう。

防水

- ・通信設備工事は電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
- ・防水工事は、建物防水をいう。